

急増する公的扶助の受給者

(アメリカ)



最近、アメリカのインフレ抑制政策としての財政金融のしめつけ等による景気後退のため、失業者の増加がいちじるしく目立ってきた。同時に、公的扶助の被扶助者数も増大するいっぽうで、州および地方政府は財政的・政治的警告を発している。

1970年7月現在における被扶助者数は1,240万人という空前の増大ぶりを示し、各州ともにそれぞれ増大しており、とくにカリフォルニアおよびニューヨークの2州の増大ぶりはいちじるしく、カリフォルニア州の被扶助者数の190万人とニューヨーク州の被扶助者数の150万人とで、全米の被扶助者数のほとんど28%に相当する。費用の面からいえば、公的扶助の費用は年間約120億ドルに達し、過去5年の間に倍増している。保健・教育・福祉省は、この増加傾向が続くかぎり、さらに

今後の5年間でこの費用はまたまた倍増するだろうと語っている。

全支出の52%を負担する連邦政府についていえば、1971年6月30日の会計年度末には、現在の公的扶助予算の87億ドルよりも15億ドル多い支出となるかもしれない。州や地方政府にとって最も頭の痛い問題となろう。

扶助をどんな者がうけているか、被扶助者はどこに住んでいるかについて保健・教育・福祉省により実施された調査によって、以下の事項が明らかになった。

- ①黒人の被扶助世帯の割合は、1961年に全体の43.2%だったのが1969年時には47.5%と増加している。
- ②1969年時における白人被扶助世帯は、全体の50.5%に相当し、1961年の51.9%より減少している。その他の人種については、

4.8%から2.1%に減少した。

- ③同時期の都市における被扶助世帯は、全体の60.6%から72.4%に上昇した。
- ④被扶助世帯のうち、父親のいない世帯数は1961年時の全体の3分の2から1969年時の4分の3に増加した。
- ⑤代表的な被扶助期間は、1969年時には23か月で1961年時の25か月よりも短縮された。

支出の上昇をさけるために、ニクソン現政府は社会保障改正法の制定を議会に促しているが、法案には反対が多い。

改正法の目的は、終局的にはより多くの人が被扶助名簿から消されていくような就労奨励策をたてることである。また収入額の上昇にもとづいて扶助額を削減していく方法で働く貧困者をも対象とする。職業訓練プログラムを拡大し、被扶助成人をして職業訓練の参加および適当な就職を促進するための規制を強化することである。

この目的を実施するためには、被扶助名簿にさらに1,220万人を加え、連邦支出を年間42億ドルを加えることを意味する。しかし、

州別 公的扶助受給者数(1970年7月現在)

保健・教育・福祉省資料

	被扶助者数	上昇率 (対1969年7月)		被扶助者数	上昇率 (対1969年7月)
アラバマ	273,600	13	モンタナ	23,800	22
アラスカ	11,700	18	ネブラスカ	44,000	14
アリゾナ	85,500	26	ネバダ	17,400	32
アーカンソー	122,500	7	ニューハンプシャー	18,800	25
カリフォルニア	1,940,800	26	ニュージャージー	403,300	55
コロラド	123,000	16	ニューメキシコ	75,200	21
コネチカット	128,200	13	ニューヨーク	1,513,300	12
デラウェア	31,800	19	ノースカロライナ	205,100	11
コロンビア特別区	60,800	41	ノースダコタ	18,000	8
フロリダ	333,000	14	オハイオ	400,900	2
ジヨージア	361,100	20	オクラホマ	198,400	5
ハワイ	37,300	25	オレゴン	100,400	39
アイダホ	24,200	26	ペンシルベニア	699,000	30
イリノイ	584,100	23	ロードアイランドラード	64,000	21
インディアナ	111,900	37	ソースカロライナ	95,000	28
アイオワ	105,800	12	ソースダコタ	24,300	12
カンサス	85,400	15	テネシースタータ	235,700	24
ケルギジア	215,900	5	テキサスター	532,700	28
メンド	378,600	14	ユーフラモントトトア	47,700	16
メリーランド	66,200	31	ヴェンジニア	19,000	9
マサチューセツ	178,900	20	ワシントン	132,400	30
ミシガン	343,800	24	ウェストヴァージニア	175,300	33
ミネソタ	455,400	28	ワイオミング	122,400	14
ミシッピ	141,500	21	ワイオミング	130,000	6
ミズリ	226,400	10		8,900	19
	290,000	16			

実現可能な増加分は、760万人を新たに名簿に加え、連邦支出に39億ドルを加えるまでだろうと関係筋は見ている。

今年4月16日に下院は、ニクソン提案にもとづく法案——無収入の4人家族の場合、年間1,600ドルの最低所得を保証する——を通過させた。同法案によれば働く貧困者については、年収3,920ドルに達した時、扶助は最終的に打ち切られる。扶助チェックは、年約864ドル相当の食糧スタンプを補充される。この下院承認案は、10月8日、上院財政委員会で拒否され下院に差し戻されてしまった。そこで政府は、食糧スタンプの補充は取消し、年最低扶助基準を2,200ドルに増額し、働く貧困者の最終的扶助打ち切り点を4,376ドルとする新しい法案を上院に提出した。

被扶助者数および支出の増加が、新しい提案によってどのように変容するか、また貧困問題解決のために効果的な提案であるか等が懸念されている。

ここで被扶助者数および支出の増大等の問題に関するより具体的な例として、ワシント

ン州 Pierce 郡の場合をあげてみよう。

<ワシントン州 Pierce 郡の場合>

以下の数字は1968年5月と1970年5月における公的扶助に関する Pierce 郡の統計である。同年時における同郡の失業率はそれぞれ、約4%，および7%であった。

老齢扶助の被扶助者数が減少しているの

は、主に社会保障年金の15%引上げによるものである。一般扶助は21歳から50歳までの者を対象外とし、障害扶助の対象を拡大するという州政策によって、一般扶助は減少し、障害扶助は増加している。AFDCはPierce 郡でも最大の数を有している。これは基本的には遺棄、離婚、または寡婦となった2～3人の要扶養児童をもつ母親に対する扶助である。

	1968年5月	1970年5月
A F D C (要扶養児童のいる家庭への扶助)	7,403人	16,172人
世 带 数	2,005	4,604
就労可能な男子のいる世帯数	56	481
老 齢 扶 助	2,369人	2,132人
一 般 扶 助	1,432人	1,007人
障 害 扶 助	1,291人	2,179人
<hr/>		
現 金 給 付	714,445ドル	1,442,442ドル
病院・ナーシングホームの老人健康保険	—	57,449
ナーシングホーム医療	214,407	277,785
そ の 他 の 医 療 費	341,701	669,127

対象となる母親は、11学年生程度の学歴までで職歴なく無技能な者である。もし就職してもウエイトレス、初歩の事務員等で最低賃金をうけるような者である。就職するために、2歳半未満の児童は保育ホームに入れられ、より年長の児童は保育センターにあずけられる。その費用は少くとも週約20ドルになる。最低賃金をうけている場合、彼女等が家に持ち帰る賃金は週約50ドルである。この分から彼女等は子供の養育費、自動車代、ガス代、衣服代その他の費用を支払わねばならない。公的扶助をうければ、彼女等は月額約211ドル（母親と要扶養児童2人の場合）入手でき、自分自身で子供の世話をみることができる。現在の賃金では有技能者でないかぎり、蓄財までは困難である。

離婚または遺棄した父親から1970年5月に郡は47,000ドルをうけとり、これを母親への扶助の一部として当てている。AFDCの若干のケースは父親が家にいる場合がある。しかしこれらの父親で就労可能なものは非常に少ない。大多数は心身障害のため就労できない。1968年9月に郡内の失業率は4%であつ

た。そしてこの月には52ケースの就労可能な男子のいる家庭を含めて全部で2,212のAFDCのケースがあった。1970年3月の郡内の失業率は7%で、この間には369ケースの就労可能な男子のいる家庭を含めて全部で4,284のAFDCのケースがあった。

貧困問題の解決のためには、現在の慢性的貧困に対する打開策を打ち立てる事である。州内の慢性的貧困の実態を以下に掲げる例によって紹介しよう。

①貧困者は病人もしくは病気勝ちの者である
予防医療は学校や職場に提供されている。
たとえば子供が学校で歯が痛くなった場合、看護婦はその子供にアスピリンを与える家に送り届ける。貧しい母親は面倒な扶助手続をしてくれる歯科医をみつけなければ子供は治療をうけられる。もし母親がそのような歯科医をみつけかねた場合には、子供は当分学校にもいかないでいることになる。
歯痛の毎にそのようなことが繰返されれば、子供はどんどん遅れてしまう。早急に治療するためには医師への支払いにさらに貧乏になる。

その他の病気の場合でもだいたい似たような経過になっている。

②貧困者の病気の大半は栄養失調である
栄養価の高い学校給食も、貧困家庭の学童には支払いができないのでうけていない。
ある学校では無料の朝食を出している。

子供と同様なことが成人に関してもいえる。貧しい労働者は労働力を維持するための食糧の問題につきあたる。雇主によっては無料の昼食を提供している者もある。

③貧困地域の学校は、他の学校に比較して同様に教育の機会を与えているか否かという問題がある。家族全体が病気勝ちであり栄養失調であったりする場合、学校に行かない可能性が強い。中流階級や上流階級の子弟は十分な教育をうけ、社会で成功する可能性がある。しかし貧困児童は学歴が貧しく、生活を維持していく特別な技能訓練の機会にも恵まれない。

こうした事実から、すでに公的扶助をうけてしまった後、被扶助名簿から抜け出るためにのみ貧困者に職業訓練を提供するのではなくして、むしろ扶助をうける以前に

教育や技能訓練を提供することの必要性が強調されている。

以上に例示された慢性的貧困は全米のいたる所でみられるものである。したがってこれを打破するためのプログラムの樹立は、ひとり Pierce 郡のみならず全米の貧困対策でもある。

今日、一般社会は貧困者を無視し、彼等を理解しようとはしない。これは社会の関係諸機関の責任である。公共社会に対する将来の真の希望は各人の努力にある。金銭は1日の苦労から貧困者を解放するかもしれない、だが真の愛情や同情、および希望は、貧困から永久的に更生する支えとなるであろう。そうなって初めて増大の一途を辿る慢性的貧困を克服することができよう。まさに貧困問題はあらゆる人々の努力によってのみ解決される課題である。

Christian Science Monitor, U. S. News & World Report.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

社会保障こぼれ話

マレーシアの社会保険

この国は1969年4月に、従業員社会保険法（法律番号第4号）を制定した。この法律は、業務外の廃疾と業務上の一時的もしくは永久的廃疾と死亡に対する給付を定めている。従来、この国には、労働災害に対して、1952年の労働者補償条令によって、給付が支給されることになっていたが、新法の実施でその条令は廃止されることになった。また、業務外の廃疾には、1951年の従業員積立金条令が設けられていたが、この条令でカバーされた者は新法に移されることになった。

新法による制度は、漸進的な拡大方式が採用されており、当初では、従業員5人以上を雇用する事業所から実施され、将来、5人未満の事業所にも、適用が拡大される予定となっている。また、月額500ドル（海峡ドル）以上の所得を得ている者、55歳以上の者、屋内作業労働者、臨時傭い、使用者の配偶者、警官、軍人、

抑留者、浮浪者、漁夫、農民は適用を除外されている。

業務外の廃疾に対する給付は、廃疾前の60カ月のうち36カ月以上、もしくは加入後3分の2以上の期間拠出した者に支給が認められ、給付は平均賃金月額の40%を最低とし、36カ月以上の12カ月当たり1%ずつ増額され、最高は65%に制限されている。拠出期間が上述した月数以下ならば、減額年金が支給される。業務上による一時的廃疾と永久的廃疾の支給率は60%で、世話を必要ならば、年金の30%が追加される。遺族には、各種の条件により支給率が定められている。

この制度の財源は業務外の給付を労使双方の折半で負担し、業務上の給付を使用者が調達することになっている。

（平石長久 社会保障研究所）